

令和6年11月改定

自転車安全利用Q & A



山口県警察本部
交通部交通企画課

目 次

Q 1	普通自転車とは？	1
Q 2	自転車は車道のどの部分を通行すればよいのか。	2
Q 3	普通自転車に乗って歩道を通行できるのはどのような場合か。	3
Q 4	普通自転車で歩道を通行する場合、どの部分を通行するのか。	3
Q 5	歩道でほかの自転車と離合する時の方法は？	4
Q 6	自転車に乗って横断歩道を通行してもよいのか。	4
Q 7	自転車は路側帯を通行できるか。	4
Q 8	交差点での自転車の横断方法は？	5
Q 9	交差点での自転車の右折方法は？	6
Q 10	自転車横断帯と横断歩道が併設する場所で、横断歩道を通行してもよいのか。 . .	6
Q 11	いわゆる歩行者用信号灯器に「歩行者自転車専用」と標示がある場合の 自転車が従うべき信号はどの信号か。	7
Q 12	自転車の二人乗りは違反になるか。	7
Q 13	自転車の傘差し運転は違反になるか。	9
Q 14	イヤホンを使用して自転車を運転したら違反になるか。	9
Q 15	スマートフォンや携帯電話を使用しながら自転車を運転したら違反になるか。 . . .	9
Q 16	一時停止場所では、必ず一時停止しなければならないのか。	10
Q 17	警音器（ベル）が故障した自転車を運転すると違反になるか。	10
Q 18	自転車道があるとき、自転車は自転車道を通行しなければならないのか。 . . .	10
Q 19	自転車専用通行帯があるとき、自転車はどこを通行すればよいのか。 . . .	11
Q 20	飲酒して自転車を運転してもよいのか。	11
Q 21	夜間、自転車は前照灯を点灯しないといけないのか。 また、自転車後部の反射器材を取り外して運転することは違反か。	12

Q 22	自転車のブレーキを備えていなかったり、ブレーキが故障していたら違反になるか。	13
Q 23	自転車乗車中のヘルメット着用は義務なのか。	13
Q 24	「自転車運転者講習」の趣旨は。	13
Q 25	自転車運転者講習の受講対象となる場合はどのような時か。	14
Q 26	危険行為とはどのような違反行為か。	14
Q 27	イヤホンを使用しての運転、二人乗り、無灯火、傘差し運転の違反は、自転車運転者講習の対象となる違反ではないのか。	16
Q 28	自転車運転者講習の対象となるのは、「3年以内に危険行為を2回以上行った者」とあるが、1回だけなら違反をしてもよいということか。	16
Q 29	警察官から、自転車指導警告票の交付を2回受けた。自転車運転者講習の受講対象となるのか。	16
Q 30	自転車運転者講習は、運転免許証を取得していない中学生や高校生も受講対象となるのか。	17
Q 31	他県で危険行為を行い検挙された場合も、1回としてカウントされるのか。	17
Q 32	自転車運転者講習はどこで実施されるのか。	18
Q 33	自転車運転者講習の内容はどのようなものか。	18
Q 34	自転車運転者講習の時間、手数料は。	18
Q 35	自転車運転者講習を受講しなかった場合はどうなるのか。	19
Q 36	講習を受講した場合、過去の危険行為はどのような扱いになるのか。	19
Q 37	タンDEM自転車とは？	20
Q 38	タンDEM自転車は車道のどの部分を通行すればよいのか。	21
Q 39	交差点でのタンDEM自転車の横断方法とは？	21
Q 40	交差点でのタンDEM自転車の右折方法は？	22
Q 41	タンDEM自転車が従うべき信号は？	22
Q 42	タンDEM自転車が従うべき補助標識は？	22

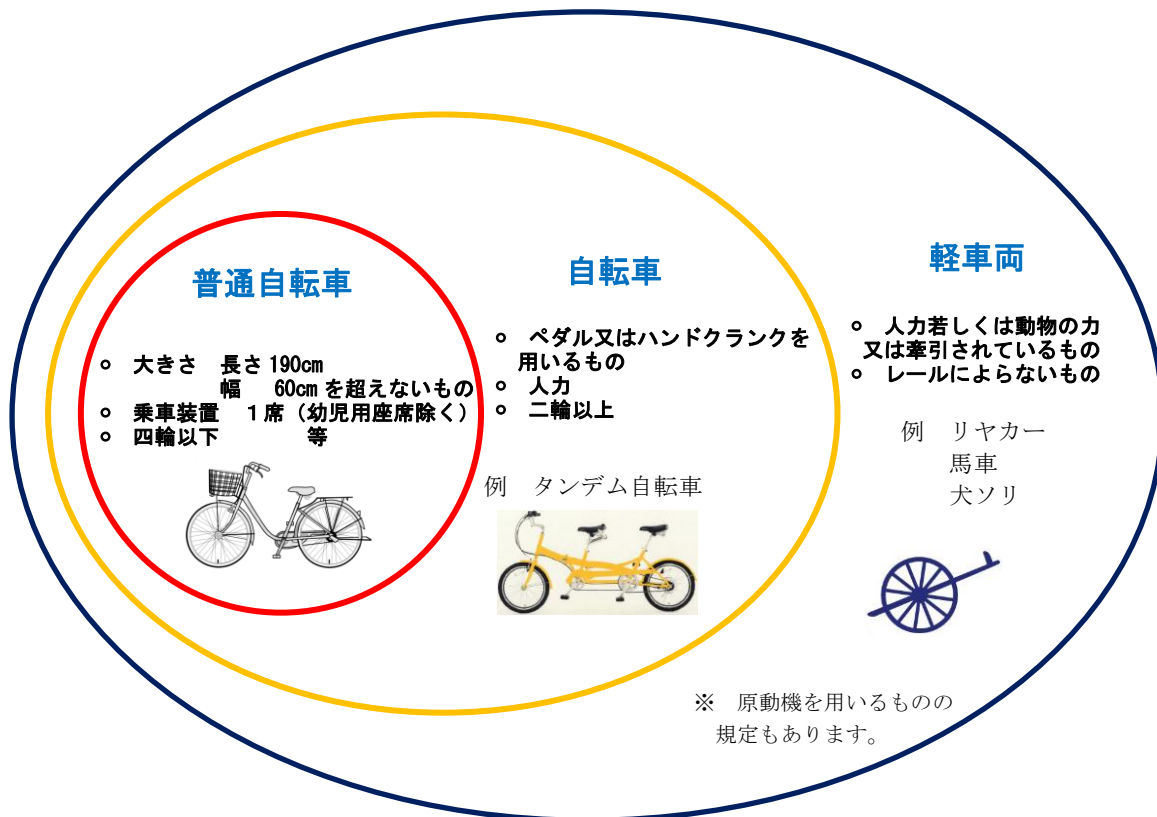
Q 1 普通自転車とは？

A. 次の基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないものをいいます。

普通自転車の大きさ等

- 1 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと
 - 長さ 190センチメートル
 - 幅 60センチメートル
- 2 車体の構造は、次に掲げるものであること
 - 四輪以下の自転車であること
 - 側車を付していないこと
 - 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く）を備えていないこと
 - 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
 - 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

【該当規定】 道路交通法第63条の3、道路交通法施行規則第9条の2の2交通の方法に関する教則



※ 身体障害者用の車椅子や小児用の車等、歩行者とみなされるものもあります。

Q 2 自転車は車道のどの部分を通行すればよいのか。

- A. 道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側端に沿って通行しなければなりません。

【該当規定】 道路交通法第 17 条第 1 項、第 4 項及び第 18 条第 1 項
交通の方法に関する教則



Q 3 普通自転車に乗って歩道を通行できるのはどのような場合か。

A. 普通自転車は、次に掲げるときは、歩道を通行することができます。

- ① 歩道通行可を示す標識等がある場合
- ② 普通自転車の運転者が児童、幼児又は車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき

※ 政令で定める者

- 児童及び幼児（13歳未満の者）
- 70歳以上の者
- 身体障害者



《 自転車歩道通行可 》

- ③ 車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

※ 「やむを得ないと認められるとき」とは

- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合
- 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などと接触事故の危険がある場合
- 普通自転車の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

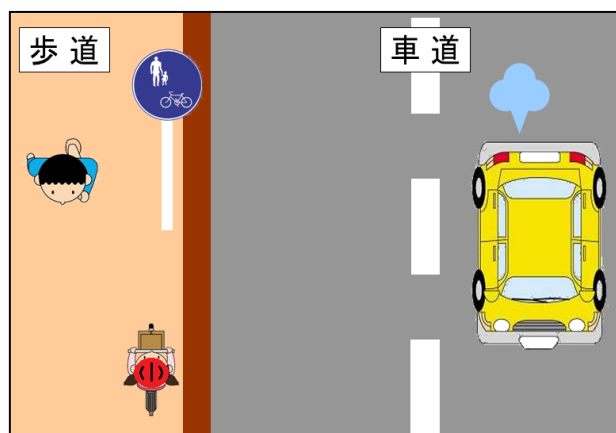
【該当規定】 道路交通法第63条の4第1項、道路交通法施行令第26条
道路交通法施行規則第9条の2の3、交通の方法に関する教則

Q 4 普通自転車で歩道を通行する場合、どの部分を通行するのか。

A. 普通自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

また、歩道の「普通自転車通行指定部分」については、当該部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

【該当規定】 道路交通法第63条の4第2項



Q 5 歩道でほかの自転車と離合する方法は？

- A. 歩道でほかの自転車と離合するときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

【該当規定】 交通の方法に関する教則

Q 6 自転車に乗って横断歩道を通行してもよいのか。

- A. 歩行者の通行を妨げるおそれがない場合、例外的に通行することができます。

横断歩道は、歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

なお、「歩行者・自転車専用」と標示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

※ 横断歩道の定義（道路交通法第2条第1項第4号）

道路標識又は道路標示により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分という。

【該当規定】 道路交通法施行令第2条第1項、交通の方法に関する教則

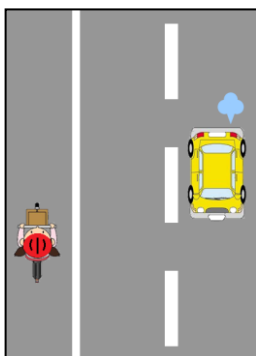
Q 7 自転車は路側帯を通行できるか。

- A. 著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合や歩行者専用路側帯（白二本線標示）のある場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。

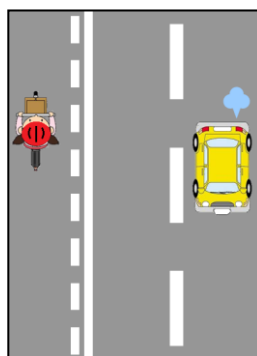
ただし、路側帯を通行する場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

なお、路側帯が片側にしかない場合も、自転車は道路の左側部分に設けられた路側帯のみしか通行できないため、路側帯が道路の左側部分に設けられていない場合は、車道の左側端を走行することとなります。

【該当規定】 道路交通法第17条の3第1項及び第2項、交通の方法に関する教則



《 路側帯 》



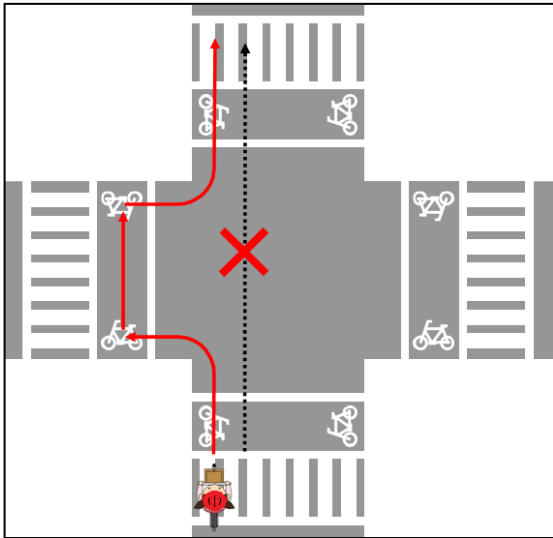
《 駐停車禁止路側帯 》



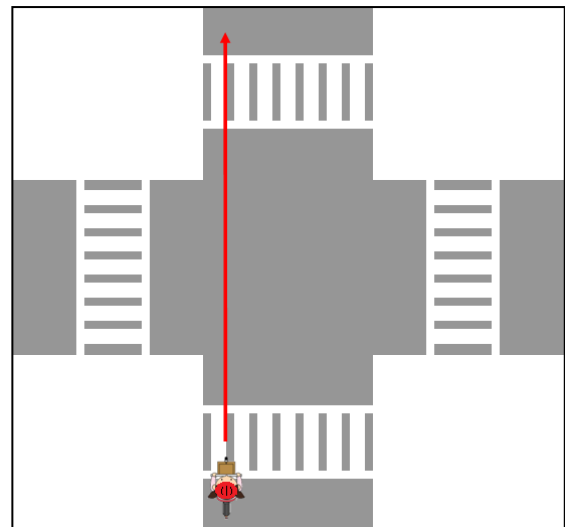
《 歩行者用路側帯 》

Q 8 交差点での自転車の横断方法は？

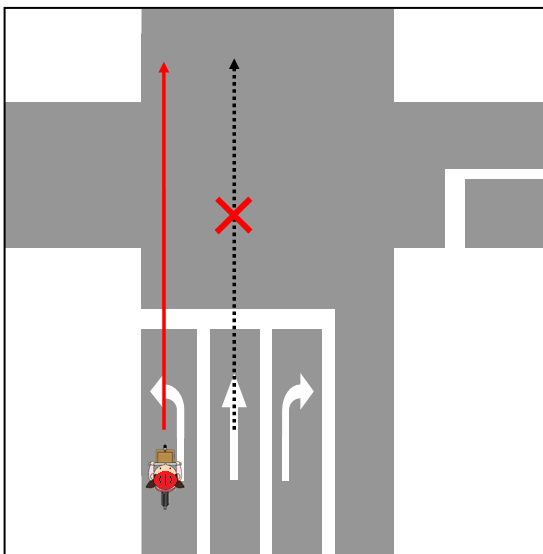
- A. 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。
自転車横断帯がない場合は、車道の左側端に沿って直進して横断します。
【該当規定】 道路交通法第63条の6、第63条の7第1項及び35条
交通の方法に関する教則



《 自転車横断帯がある場合 》



《 自転車横断帯がない場合 》



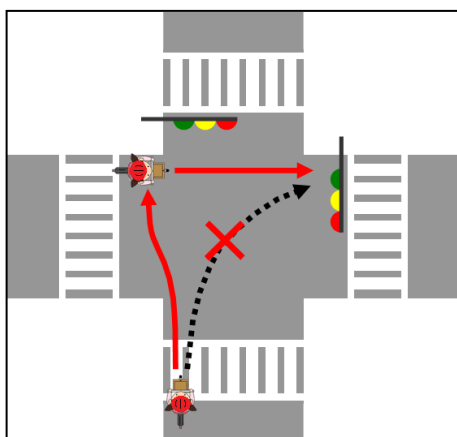
《 通行帯がある場合 》

Q 9 交差点での自転車の右折方法は？

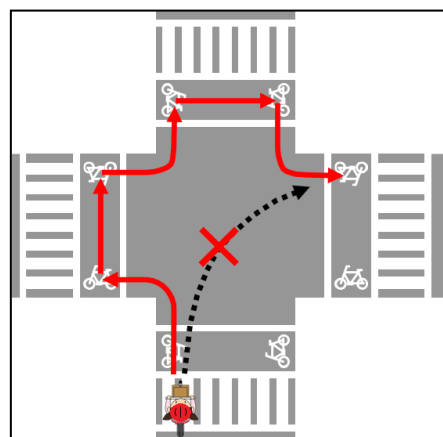
- A. 右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って通行しなければなりません。

(二段階右折の要領)

【該当規定】 道路交通法第34条第3項、交通の方法に関する教則

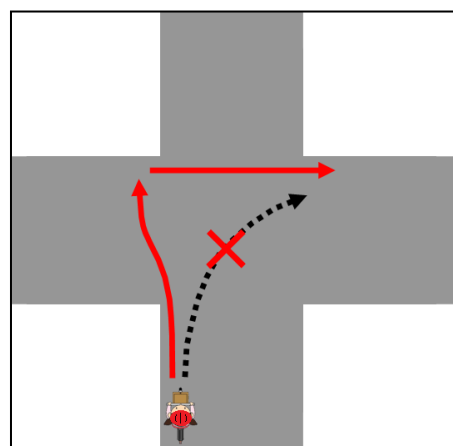


《 信号機がある場合 》



《 自転車横断帯がある場合 》

※ 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。



《 信号機がない場合 》

Q 10 自転車横断帯と横断歩道が併設する場所で、横断歩道を通行してもよいのか。

- A. Q 6 のとおり、自転車は横断歩道を通行することができますが、自転車横断帯がある場合は自転車横断帯を通行しなければなりません。

ただし、自転車を押して歩いている者については歩行者とみなされますので、横断歩道を進行しなければなりません。

【該当規定】 道路交通法第2条第3項、第12条第1項、第63条の6及び第63条の7第1項
交通の方法に関する教則

Q11 いわゆる歩行者用信号灯器に「歩行者自転車専用」と標示がある場合の自転車が従うべき信号はどの信号か。

- A. 「歩行者自転車専用」の標示がある場合、自転車はその標示がある信号に従わなければなりません。

【該当規定】 道路交通法施行令第2条第4項及び第5項
交通の方法に関する教則



Q12 自転車の二人乗りは違反になるか。

- A. 自転車の二人乗りは、幼児を乗せる場合やタンデム自転車に乗車する場合など山口県道路交通規則に定める場合を除き、原則として禁止されています。

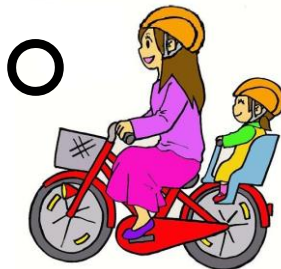
■ 山口県道路交通規則第9条第3項第1号

乗車人員は、次の表に掲げる乗車人員を超えないこと

軽車両の種類	乗 車 人 員
二輪の自転車及び三輪又は四輪の普通自転車	運転者1人及び次に掲げる場合における運転者以外の者の人員 1 運転者（16歳以上であるものに限る。次号及び第3号において同じ。）が幼児用座席に幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）1人を乗車させている場合 2 運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2（席）の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に幼児2人を（それぞれ）乗車させている場合 3 運転者が4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（前記2に掲げる場合を除く。） 4 運転者がタンデム車（運転者のための乗車装置及び運転者以外の者のための1（席）の乗車装置（幼児用座席を除く。）を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられている自転車をいう。）の乗車装置に運転者以外の者1人を乗車させている場合 5 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項の自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路において、乗車装置に応じた人員を乗車させている場合
二輪の自転車及び三輪又は四輪の普通自転車以外の軽車両	乗車装置に応じた人員

《普通自転車で複数乗車が可能な場合》

- 1 16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）1人を乗車させている場合

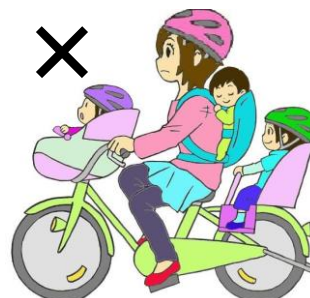


- 2 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2（席）の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車）の幼児用座席に幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）2人を（それぞれ）乗車させている場合



※ 自転車が「幼児2人同乗用自転車」でない場合に幼児2人を乗せることはできません。

- 3 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（前記2に掲げる場合を除く。）



※ 幼児2人同乗用自転車に幼児を2人乗せ、さらに4歳未満の幼児を背負うことはできません

「小学校就学の始期に達するまで」とは

満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年が始まる前の3月31日までです。つまり、幼児が小学校に入学する直前の3月31日までであれば幼児用座席に乗車させることができます。



【該当規定】 道路交通法第57条第2項、山口県道路交通規則第9条第3項第1号交通の方法に関する教則

Q13 自転車の傘差し運転は違反になるか。

A. 山口県道路交通規則で禁止されています。

また、傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして、危険な場合があります。

■ 山口県道路交通規則第11条第2号

傘を差し、物を担ぎ、又は物を持つ等車両の運転者の視野を妨げ、又は車両の安定を失うおそれがある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

【該当規定】 道路交通法第71条第6号、山口県道路交通規則第11条第2号交通の方法に関する教則

Q14 イヤホンを使用して自転車を運転したら違反になるか。

A. イヤホンの使用については、山口県道路交通規則により、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転することが禁止されています。

■ 山口県道路交通規則第11条第6号

安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態でカーステレオ等を聞きながら車両を運転しないこと。

【該当規定】 道路交通法第71条第6号、山口県道路交通規則第11条第6号

Q15 スマートフォンや携帯電話を使用して自転車を運転したら違反になるか。

A. 道路交通法で禁止されています。

- スマートフォンなどを手で保持して通話・画像を注視した場合
6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【該当規定】 道路交通法第71条第5の5号



Q 16 一時停止場所では、必ず一時停止しなければならないのか。

A. 必ず一時停止しなければなりません。

指定場所一時停止の対象は「車両等」と規定されているため、自転車も必ず一時停止しなければなりません。

また、車道を走行中、横断歩道等により、その進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければなりません。

【該当規定】 道路交通法第43条、第38条第1項、交通の方法に関する教則

Q 17 警音器（ベル）が故障した自転車を運転すると違反になるか。

A. 山口県道路交通規則により、有効な警音器を備えていない自転車の運転は禁止されています。

■ 山口県道路交通規則第11条第1号

有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。

【該当規定】 道路交通法第71条第6号、山口県道路交通規則第11条第1号
交通の方法に関する教則

Q 18 自転車道があるとき、自転車は自転車道を通行しなければならないのか。

A. 普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

普通自転車以外の二輪及び三輪の自転車及び規定された大きさを超えない四輪以上の自転車についても、自転車道を通行することができますが、その他の自転車（牽引自転車等）は、自転車道を通行することはできません。

※ 「やむを得ない場合」とは

自転車道が破損している場合や工事等で通行できない場合等

※ 「規定された大きさ」とは

長さ 190センチメートル、 幅 60センチメートル

【該当規定】 道路交通法第63条の3及び第17条第3項
道路交通法施行規則第5条の6
交通の方法に関する教則



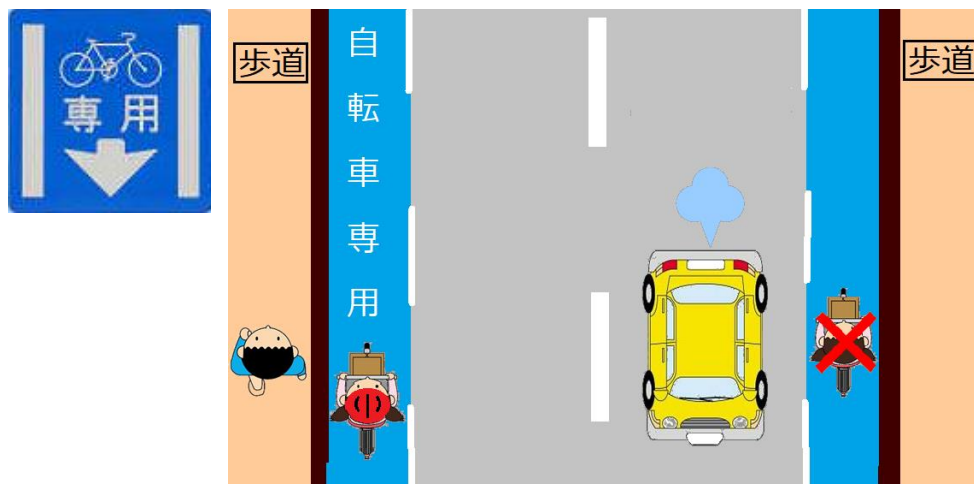
Q 19 自転車専用通行帯があるとき、自転車はどこを通行すればよいのか。

A. 左側の自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

Q 3 に該当する場合は、歩道を通行することも可能です。

【該当規定】道路交通法第 17 条第 4 項、第 20 条第 2 項

《標識》



Q 20 飲酒して自転車を運転してもよいのか。

A. 道路交通法で禁止されています。

また、飲酒運転の自転車に同乗する行為や飲酒運転をするおそれのある者に自転車を提供する行為、酒類を提供する行為も禁止されています。

■ 酒酔い運転

5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

■ 酒気帯び運転

3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

■ 自転車を提供した場合

3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

■ 酒類の提供者・同乗者

2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金



※ 酒気帯びとは

血中 1 ミリリットルにつき 0. 3 ミリグラム以上又は呼気 1 リットルにつき 0. 15 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有している状態をいいます。

【該当規定】道路交通法第 65 条第 1 項～第 4 項、交通の方法に関する教則

Q21 夜間、自転車は前照灯を点灯しないといけないのか。

また、自転車後部の反射器材を取り外して運転することは違反か。

A. 夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければなりません。

性能等については次のとおり規定があります。

■ 道路交通法施行規則第9条の4（反射器材）

法第63条の9第2項の基準は次に掲げるとおりとする。

- 1 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- 2 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

■ 山口県道路交通規則第8条（軽車両の灯火）

- 1 軽車両がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。
 - (1) 夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する白色又は淡黄色の前照灯
 - (2) 夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する橙色又は赤色の尾灯
- 2 軽車両が夜間後方100メートルの距離から自動車の前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる反射器又は反射材1個以上備え付けているときは、前項第2号の規定にかかわらず、同号の尾灯をつけることを要しない。

【該当規定】 道路交通法第52条第1項及び第63条の9第2項
道路交通法施行令第18条第1項第5号
道路交通法施行規則第9条の4
山口県道路交通規則第8条、交通の方法に関する教則



Q22 自転車のブレーキを備えていなかったり、ブレーキが故障していたら違反になるか。

A. 前輪及び後輪の両方にブレーキを備えていない場合や下記の基準を満たさない場合は違反になります。

「自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない」と規定されています。

また、警察官はそのような自転車が運転されているときは、その自転車を停車させ、制動装置について検査をすることができるほか、その自転車の運転者に対し、整備等の必要な応急の措置をとることを命じ、また、必要な整備ができないと認められる自転車については、その自転車の運転を継続してはならないことを命ずることができます。

警察官の命令に従わないなどの場合は、罰金 5 万円以下の罰則が設けられています。

※ 「内閣府令で定める基準」とは

■ 道路交通法施行規則第 9 条の 3（制動装置）

制動装置の基準は次に掲げるとおりとする。

- 1 前車輪及び後車輪を制動すること
- 2 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が 10 キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から 3 メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること

【該当規定】 道路交通法第 6 3 条の 9 第 1 項、第 6 3 条の 1 0 第 1 項及び第 2 項
道路交通法施行規則第 9 条の 3、交通の方法に関する教則

Q23 自転車乗車中のヘルメット着用は義務なのか。

A. 次のとおり、自転車の運転者等は、ヘルメットをかぶる（かぶらせる）ように努めなければならない努力義務があります。

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない
- 自転車の運転者が、他人を自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない

【該当規定】 道路交通法第 6 3 条の 1 1

Q24 「自転車運転者講習」の趣旨は。

- A. 自転車で危険行為を繰り返すなど将来的に交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる者に対し、自らの自転車利用の危険性を認識し、安全運転の必要性等について理解して、今後自転車を安全に利用していくために、自転車運転者講習の受講を命じるものです。

【該当規定】道路交通法第108条の3の4

Q25 自転車運転者講習の受講対象となる場合はどのような時か。

- A. 過去3年以内に危険行為（危険行為についてはQ26参照）で2回以上検挙された場合に、自転車運転者講習の対象となります。

【該当規定】道路交通法第108条の3の4、道路交通法施行令第41条の3

Q26 危険行為とは、どのような違反行為か。

- A. 危険行為とは、道路交通法施行令第41条の3に規定されている行為になります。

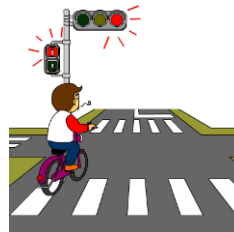
過去3年以内に、この危険行為で2回以上検挙された場合に、自転車運転者講習の受講対象となります。

■ 道路交通法施行令第41条の3

危険行為とは、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為をいいます。

1 信号無視（道路交通法第7条）

- ・ 赤色信号や赤色点滅信号を無視する行為
- ・ 歩行者・自転車専用の信号を無視する行為



2 通行禁止違反（道路交通法第8条第1項）

- ・ 禁止場所を右左折する行為
- ・ 一方通行を逆走する行為
- ・ 通行禁止場所を通行する行為



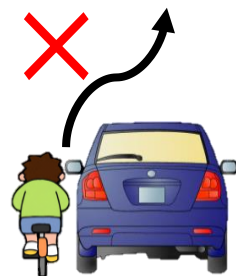
3 歩行者用道路徐行違反（道路交通法第9条）

- ・ 歩行者用道路で徐行しない行為
- ・ 歩行者用道路で徐行したが歩行者に注意しない行為

- 4 通行区分違反（道路交通法第 17 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項）
 - ・ 車道の右側を通行する行為等
- 5 軽車両の路側帯通行違反（道路交通法第 17 条の 2 第 2 項）
 - ・ 路側帯通行中に歩行者の通行を妨害する行為
- 6 遮断踏切立入り（道路交通法第 33 条第 2 項）
 - ・ 警報中や遮断途中の踏切りへの立入り行為
- 7 交差点安全進行義務違反等（道路交通法第 36 条）
- 8 交差点優先車妨害等（道路交通法第 37 条）
- 9 環状交差点の安全進行義務違反等（道路交通法第 37 条の 2）
- 10 指定場所における一時不停止（道路交通法第 43 条）
 - ・ 一時停止の標識に従わず（停車せず）交差点に進行する行為
- 11 普通自転車の歩道通行違反（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項）
 - ・ 通行可能な歩道を進行中、車道寄り部分以外の歩道を通行する行為
- 12 自転車の制動装置（ブレーキ）等違反
（道路交通法第 63 条の 9 第 1 項）
- 13 酒気帯び・酒酔い運転（道路交通法第 65 条第 1 項）
- 14 安全運転義務違反（道路交通法第 70 条）
- 15 妨害運転（道路交通法第 117 条の 2 第 6 号、第 117 条の 2 の 2 第 11 号）
 - ・ 他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反をして、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為

一定の違反

 - ・ 通行区分違反
 - ・ 急ブレーキ禁止違反
 - ・ 車間距離不保持
 - ・ 進路変更禁止違反
 - ・ 追越し違反
 - ・ 警音器使用制限違反
 - ・ 安全運転義務違反
- 16 携帯電話使用等（道路交通法第 71 条第 5 の 5 号）



Q27 イヤホンを使用しての運転、二人乗り、無灯火、傘差し運転の違反は、自転車運転者講習の対象となる違反ではないのか。

A. イヤホンを使用しての運転や、二人乗り、無灯火、傘差し運転は、自転車運転者講習の対象となる15の危険行為に直接は該当しません（Q25を参照）。

しかし、これらの行為をした自転車運転者が、前方不注視やハンドル操作を誤るなどして、交通事故を起こした場合等交通の危険に結びつくような行為をし、安全運転義務違反として送致されるような場合には、危険行為に該当することになり、自転車運転者講習の対象となります。



Q28 自転車運転者講習の対象となるのは、「3年以内に危険行為を2回以上行った者」とあるが、1回だけなら違反をしてもよいということか。

A. 違います。

15の危険行為をはじめ、スマートフォン・携帯電話やイヤホンを使用しての運転、二人乗り、無灯火、傘差し運転等は、道路交通法や山口県道路交通規則により禁止されている行為であり、それぞれ罰則等が設けられています。

1回の違反であっても、違反行為をしてはいけません。

Q29 警察官から、自転車指導警告票の交付を2回受けた。自転車運転者講習の受講対象となるのか。

A. 警察官から、自転車指導警告票の交付を受けた場合は検挙されたことにはなりませんので、自転車運転者講習の対象とはなりません。

検挙された場合とは、

- 危険行為を行ったことで交通切符（赤切符）を作成された場合
- 危険行為を伴う交通事故を起こし、送致された場合

となります。

当然、警察官による口頭警告等も検挙には該当しません。

Q30 自転車運転者講習は、運転免許証を取得していない中学生や高校生も受講対象となるのか。

A. 運転免許証の取得の有無に関わらず、14歳以上の自転車運転者が対象となり、年齢の上限はありません。

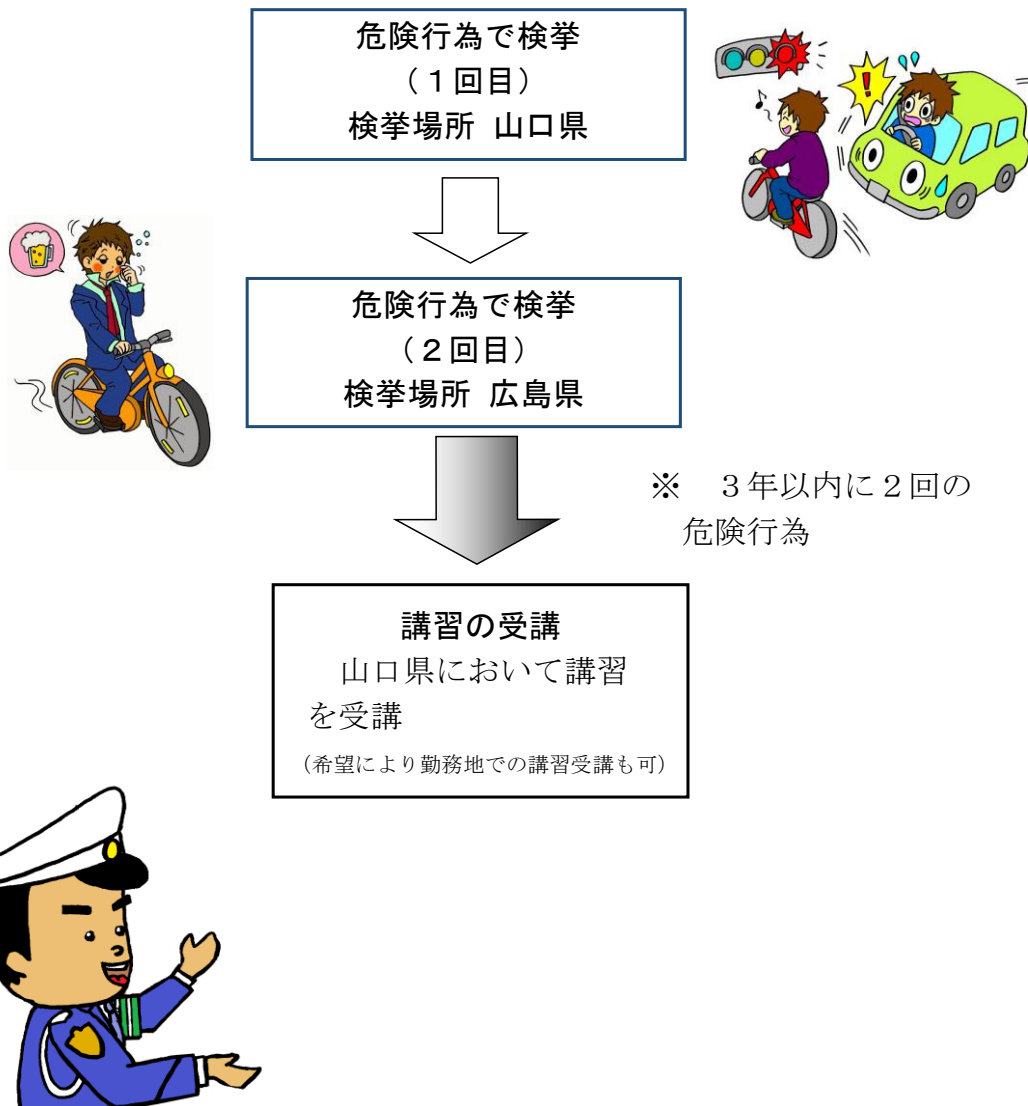
なお、刑事未成年者（14歳未満）については、対象外です。

Q31 他県で危険行為を行い検挙された場合も、1回としてカウントされるのか。

A. そのとおりです。

危険行為で検挙された情報は、警察庁で一元管理しますので、全国どこの都道府県で検挙されても、危険行為1回として登録されることとなります。

(例) 自転車運転者 A さん（山口県居住、勤務地が広島県の場合）



Q32 自転車運転者講習はどこで実施されるのか。

- A. 講習場所は、原則山口県総合交通センター（交通安全学習館）で行うこととしており、講習担当者（講師）は、交通企画課で勤務する警察官が行います。

なお、講習開始時間等の詳細は、受講者と個別に日程調整を行い決定します。

特に、中学生・高校生等で平日に受講が困難な場合は、日曜日に実施したり、また離島等の居住者で交通安全学習館までの来所が困難な場合等は最寄りの警察署や幹部交番で講習を行うように、可能な限り受講者の希望を尊重することとしています。

Q33 自転車運転者講習の内容はどのようなものか。

- A. 講習のカリキュラムは、
- 交通ルールを理解度を確かめる小テスト
 - ※ 講習の最初と最後の2回実施
 - 事故の被害者等の手記等から受講者に事故の悲惨さを認識
 - 違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験
 - 事故時の自転車運転者の責任
 - 自転車の運転ルール
 - 危険行為に関する学習
- となります。

Q34 自転車運転者講習の時間、手数料は。

- A. 講習時間は3時間で、手数料は6,000円と定められています。

【該当規定】道路交通法第112条、道路交通法施行令第43条
山口県使用料手数料条例



Q35 自転車運転者講習を受講しなかった場合はどうなるのか。

A. 受講命令を行った日から3ヶ月以内に受講しない場合は、受講命令違反として検挙されます。

受講命令違反には、罰金5万円以下の罰則が設けられています。

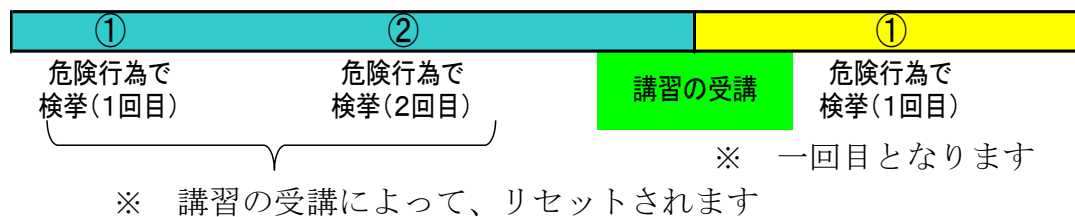
【該当規定】道路交通法第108条の3の5第2項

Q36 講習を受講した場合、過去の危険行為はどのような扱いになるのか。

A. 講習を受講した場合は、講習の対象となった過去の危険行為はリセットされます。

よって、講習受講後に、1回目の危険行為で検挙された場合は、受講の対象とはなりません。

(例)



Q37 タンデム自転車とは？

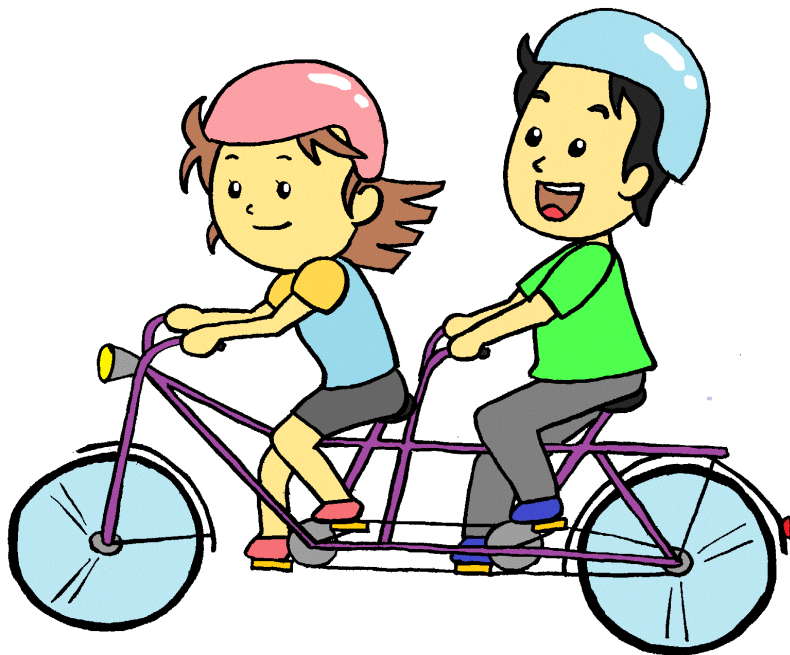
A. 通常、複数の座席を持ち、複数の乗員が前後一列に乗って同時に駆動できる特殊自転車をいいます。

山口県道路交通規則では、いわゆる 2 人用のタンデム自転車を、「運転者のための乗車装置及び運転者以外のための 1（席）の乗車装置（幼児用座席を除く。）を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられている自転車」と定義しており、運転者及び運転者以外の者 1 人の乗車が可能です。

普通自転車には該当しません。

Q23の自転車運転者講習制度の対象となります。

【該当規定】山口県道路交通規則第 9 条第 3 項第 1 号



Q38 タンデム自転車は車道のどの部分を通行すればよいのか。

- A. 道路交通法上、タンデム自転車は「普通自転車以外の自転車」に該当する軽車両であり、歩道と車道の区別のあるところでは車道を通行し、車道の左側端に沿って通行しなければなりません。

普通自転車と異なり、歩道を通行することはできません。

自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び自転車道は通行することができます。

【該当規定】 道路交通法第17条第1項、第4項及び第18条第1項
交通の方法に関する教則



Q39 交差点でのタンデム自転車の横断方法とは？

- A. 普通自転車の横断方法と同様です。（Q8参照）
自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。
自転車横断帯がない場合は、車道の左側端に沿って直進して横断します。

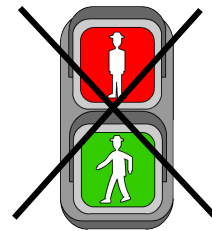
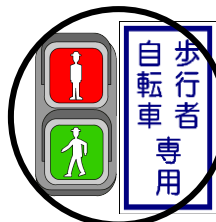
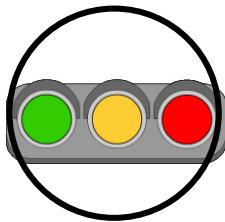
【該当規定】 道路交通法第63条の6、第63条の7第1項及び第35条
交通の方法に関する教則

Q40 交差点でのタンデム自転車の右折方法は？

- A. 普通自転車の右折方法と同様です。（Q9 参照）
右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って通行しなければなりません。
【該当規定】道路交通法第34条第3項、交通の方法に関する教則

Q41 タンデム自転車が従うべき信号は？

- A. タンデム自転車は軽車両であるので、車両用信号に従います。
しかし、「歩行者自転車専用」の標示がある場合は、タンデム自転車はその標示がある信号に従わなければなりません。
【該当規定】道路交通法施行令第2条第4項及び第5項
交通の方法に関する教則



Q42 タンデム自転車が従うべき補助標識は？

- A. 進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」という補助標識があっても、タンデム自転車は除かれませんが、「軽車両を除く」の場合は除かれます。

